

羽曳野市地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障
害者就労施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領

制 定 平成 29 年 5 月 25 日

最近改正 平成 30 年 4 月 1 日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）及び羽曳野市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、調達を推進する上で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「これらに準ずる者」という。）の認定に関する取扱いについて定めるものとする。

2 認定基準

(1) 認定申請者

これらに準ずる者として認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、次に掲げる者とする。

ア 法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する事業所

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体

ウ 法第 2 条第 2 項に規定する障害者就労施設等で構成され、契約主体となる共同受注窓口となる団体

(2) 組織基準

上記(1)ウの共同受注窓口については、法人または権利能力なき社団としての要件を満たしている団体であること。

(3) 運営基準

障害者就労施設で取り扱う物品、役務の品質向上に対する取り組み、法令順守の取り組みを行うなど適切な業務遂行能力を有すること。

(4) その他の基準

羽曳野市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 17 号）を順守し公序良俗に反する事業を行っていないこと。

3 認定方法等

(1) 申請書の提出

認定申請者は、「認定申請書（別記様式）」を障害福祉課へ提出するものとする。

(2) 審査

提出のあった申請書又は添付書類の内容については、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 2 の 3 の規定により、2 人以上の学識経験者の意見を聴取した上で、2 の認定基準に照らして認定の可否を決定する。

(3) 通知

市長は、前項の審査終了後、認定申請者に対し、認定の可否を速やかに通知する。

(4) 実地調査等

申請書又は添付書類に記載された内容等について、実地に調査し又は説明を求めることができる。

(5) 認定の取消し

認定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

ア 営業を廃止又は休止したとき

イ 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき

ウ 契約の履行に当たり、不誠実又は不正な行為があったとき

エ 落札者又は契約決定者が、契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき

オ 営業に関し法律上必要とする資格を有しなくなったとき

カ 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき

キ その他、2 の認定基準に反する事実が明らかになったとき

4 その他

この要領に定めるもののほか、これらに準ずるものの認定に関する取扱について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式)

平成 年 月 日

(あて先) 羽曳野市長

所在地
申請者(法人) 名称 印
代表者

認 定 申 請 書

羽曳野市地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者就労施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領に基づき、随意契約ができる者に準ずる者の認定について下記のとおり申請します。

記

| | | |
|-------|------------------|--|
| 名称 | | |
| 所在地 | | |
| 連絡担当者 | 部署名 | |
| | 職名・氏名 | |
| | 電話番号 | |
| | FAX 番号 | |
| | メールアドレス | |
| 事業概要 | | |
| 参加事業所 | 別添「参加事業所リスト」のとおり | |

【添付資料】(写しについては原本証明が必要)

- 1 定款(規約)及び事業概要(パンフレット等)
- 2 販売物品・役務の概要(パンフレット・写真等)
- 3 その他市長が必要に応じて指定する書類